

私立高等学校生徒学費補助について

山形市教育委員会 教育総務課
問い合わせ先 TEL023-641-1212 (内) 482

山形市では、6月1日現在私立高等学校（通信制を除く）に在学している生徒の就学に係る保護者等（山形市民）の負担軽減を図るため、次の条件に該当する場合生徒一人あたり年額35,000円補助金を交付しています。

補助金交付に該当する方

1. 市県民税の所得割額の合計額（住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額）が50,000円以内 又は 生活保護を受けている保護者等。

保護者が2人の場合は、2人の所得割額の合計額が50,000円以内であれば該当します。

（保護者の一方が単身赴任等で別居していても、合計額で判断します。）

2. 不慮の災害等により、1と同等の状況にある保護者等

◎ 市県民税の所得割額が確認できる書類（見方は裏面の【判断基準】参照）

- ・ 6月中旬に山形市から送付される「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」
- ・ 5月中旬以降に会社から配布される「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

申請方法

下記の書類を7月末日まで、学校に提出してください。（記入上の注意点は裏面参照）

- (1) 「令和6年度山形市私立高等学校生徒学費補助金申請書」
「私立高等学校生徒学費補助に関する調書」（申請書の裏面）
- (2) 「令和6年度山形市私立高等学校生徒学費補助金請求書」
- (3) 「生活保護受給証明書」
※生活保護を受給している方のみ提出が必要となります。
市生活福祉課で発行しています。
- (4) 次にあてはまる方のみ「市県民税の令和6年度課税証明書（令和5年分所得証明）」をご提出ください。
 - ・ 令和6年1月1日時点で山形市に住所がない方
 - ・ 市から課税証明書の添付を求められた方

※不明点は事前に教育総務課にご相談ください。

